

開催日時：令和3年7月17日（土）9：30～11：30

場 所：和泉市コミュニティセンター1階大集会室

出席者：令和3年度和泉市信太山丘陵里山自然公園協議会会員

(1) 学識経験者〔特別会員A〕(50音順、敬称略)

桃山学院大学社会学部 教授

巖 圭介

大阪市立大学大学院工学研究科 教授

内田 敬

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

藤原 宣夫

大阪府立大学 名誉教授

増田 昇

(2) 地元町会・自治会〔特別会員B〕(50音順、敬称略)

熊田 泰行

(3) その他 前和泉市信太山丘陵保全・活用検討ワークショップ<sup>※</sup> 会員

〔特別会員C〕(50音順、敬称略)

田丸 八郎

三輪 健一郎

(4) 〔団体会員〕(50音順、敬称略)

信太の森FANクラブ代表

谷口 敏雄

いずみの国の自然館クラブ代表

梁取 征弘

(5) 〔一般会員〕(50音順、敬称略)

本藤 千賀子

森井 豊

山千代 重榮

山村 朋之

渡辺 憲二

(6) 和泉市職員〔市側会員〕(機構順)

和泉市環境産業部 環境保全課 課長

前田 淳

同 同 課長補佐

関 憲司

同 同 総括主幹

山本 匡志

同 同 自然環境係長

平田 裕樹

同 同 自然環境主事

香山 幸輝

和泉市都市デザイン部 都市整備室 道路河川担当課長

稲垣 学

同 同 同 道路G総括主査

八野 豊徳

同 同 同 道路G主任

井上 恵

和泉市生涯学習部 文化遺産活用課 課長

森下 徹

和泉市都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当課長

山抱 正嗣

(7) 事務局 和泉市職員(機構順)

和泉市都市デザイン部 都市整備室 公園緑地担当 総括主幹

横田 伸二

同 同 同 整備G総括主査

岩田 真知

同 同 同 緑化推進G主任

野間口 知基

同 同 同 整備G主任

村地 裕士

同 同 同 緑化推進G主事

藤原 祥平

## 次 第

### 1. 開会

#### (1) 会長挨拶

### 2. 議事

#### (1) 報告事項

##### 1) 令和2年度事業報告

○令和2年度事業総括…………… (資料1)

○令和2年度事業内容…………… (資料2)

##### 2) 信太5号線及び公園の整備スケジュールについて…………… (資料3)

##### 3) 信太山丘陵里山自然公園の実施設計について…………… (資料4)

#### (2) 協議事項

##### 1) 令和3年度事業等計画

○令和3年度事業等計画…………… (資料5)

○令和3年度協議会活動カレンダー…………… (資料6)

○信太山丘陵里山自然公園暫定利用の準備状況…………… (資料7)

### 3. 閉会

上記2. 議事の(1) 報告事項「令和2年度事業報告」について資料1・2に基づき株式会社ヘッズより、「信太5号線及び公園の整備スケジュール」について資料3に基づき和泉市より説明を行った。また、「信太山丘陵里山自然公園の実施設計」について資料4に基づき株式会社ヘッズより説明を行った。

議事の(2) 協議事項「令和3年度事業等計画」について資料5・6・7に基づき株式会社ヘッズより説明を行った。

## 議事内容

### ■報告事項

#### 信太山里山講座について

○講師である藤原先生の動画を用いた講義は、広く市民に視聴してもらえるよう、ユーチューブ（YouTube）などに動画をアップロードしてはどうか。

→藤原先生より講義の動画についてアップロードの許可をいただいたので、市のホームページなどから動画配信の手続きをすすめることとする。

○活動にかかわった方の名前とメールアドレス等は、事務局等で集約することで、色々な情報の受発信が可能となる。個人情報の保護に関する検討が必要となるが、今後、メールマガジンなどを活用した情報提供ができないか。ホームページなどで広く一般に周知する方法もあるが、個人のアドレスやアカウントに直接情報を発信することは、活動を広げる上で効果的である。

○和泉市にラインアカウントを取得してもらい、個人に直接情報を提供することも検討してはどうか。

→協議会員については、既にメールマガジンを活用し、活動等に関する情報を提供している。今後、協議会員以外の市民等への情報発信の方策について検討していきたい。和泉市がもつラインアカウントもあるので、今後の活用について検討したい。

○講座の修了生に対して、協議会員や他のNPO団体の会員になる手続き等を積極的にサポートしているか。今後、和泉市内の各地で信太山丘陵里山自然公園のパネルを展示するなど、PRを広げていくことになる。その際、メールアドレスやラインのアカウントなどを確認し、協議会員やファン層を増やしていくことを考えて欲しい。

→講座の修了式の時に、事務局より修了生に対して協議会員への登録手続きを行ってもらえるようにいつも声掛けを行っていた。昨年及び一昨年度はコロナで修了式が中止となり、声掛けを行うことができなかった。令和2年度の修了生は5名いたが、会員登録は1名のみであった。

#### 湿地調査について

○湿地調査は、貴重種の出現などの報告に加え、貴重種が衰退または増殖しているのか、維持管理上の問題点があるか等、評価や課題の整理が必要である。アダプティブマネジメントの視点で大事なのは、湿地に対してどんな作業を行い、これに対して湿地がどう反応したかなどの評価と課題を抽出することが重要である。その結果から、管理回数を増やす必要があるのか、立ち入りを制限する必要があるのかなどの方向性を検討することができる。

○維持管理を行っている立場からの感想であるが、現状では湿地内の希少種は生育できているが、これからどうなるのか不安である。ヨシ等の繁殖によりお手上げ状態の場所もある。このため、手間はかかるが、冬場の草刈の後、ヨシなどを1つ1つ除去するしかないと思っている。

また、湿地の管理は草刈に加え、一部をかく乱する手法を試してみる必要がある。この冬、50 cm × 50 cmの面積を対象に一度、試行してみたが、湿地を破壊しないか不安であった。今後、かく乱

する場所を増やしていく必要があると考えているが、いずれにせよ、湿地の管理には人の手をどれだけ確保できるかが重要になると思う。

- 今後、湿地の維持管理に係る人的資源の不足に対する対策や、アダプティブマネジメントの視点から湿地の一部のかく乱を行う試行・実験エリアを増やす検討など、湿地に関する評価及び課題について協議会で情報を共有できるようにしていただきたい。

→現状として希少種の確認が中心となっており、今後ご指摘のあった評価及び課題整理について検討していきたい。

### 緑の自然観察会について

- アンケート結果から、講師の解説に対する評価が高い。講師用に解説マニュアルを作成しているのであれば、今後、解説ポイントを増やすことや、解説内容の充実、状況に応じた見直し等ができるようにしていただきたい。毎年、解説マニュアルを充実することで、誰が解説しても質の高い同じような解説ができるようにする必要がある。

- 開設を見据えた取組として、利用者が公園を訪れた季節以外に観察できる植物や昆虫などの情報を現地で提供できるよう、これまで蓄積している現地の画像情報を活用し、タブレットを用いた解説を検討していただきたい。

- タブレットは少人数の場合便利である。しかし、多人数の場合、持ち歩きできるようなパンフレットも便利ではないかと思う。

- 散策路の一部の通行も開始されるので、今後、公園をどう利用していくのかということを含めて、情報提供のありかたを協議会員で検討したい。

### 信太5号線及び公園の整備スケジュールについて

- 東側の主園路について、路線測量はないのか。

→西側エリアの主園路は、現状のアラカシ林の中に整備することになるため、その位置を示せるよう実施設計業務に路線測量を盛り込んでいる。東側エリアの主園路は、基本的に現道を活用することから、実施設計業務に路線測量を盛り込んでいない。

- 埋蔵文化財調査、道路整備、公園整備に関する施工を行う際には、使える自然の素材を有効に活用してください。例えば、掘削する部分の表土や伐採樹木の根株を仮移設するなどにより、自然の回復を早めるための資源として保全・活用することを検討してほしい。

- 伐採樹木などは、できるかぎりゼロ・エミッションの考え方で資源の有効活用を検討していただきたい。

- 工事車両の進入等に関する安全性を確保するため、地域住民や保全活動を行う協議会員等に対して、広報等により適切な情報提供を適宜提供するようにして下さい。

### 信太山丘陵里山自然公園の実施設計について

- 活動拠点施設に隣接する広場、駐車場などの園路・広場についてどのような仕様を考えているのか。駐車場は大型バスが利用することを想定されているようだが、黒アスファルトで全面的に舗装することに対する自然への配慮に関する検討はどこまでできるのか。

→舗装については、昨年度の事業・計画ミーティングで検討してきた経緯があるが、現地の自然状況に合わせて駐車場や園路の形態は若干の変更を行うことを予定している。

○今回の実施設計では、設計図面上に伐採樹木及び保全樹木をプロットするのではなく、現地で毎木調査を行い、伐採樹木や保全樹木をマーキングしていただきたい。その作業を実施した上で、園路や駐車場の形態の変更について検討するようしていただきたい。

○駐車場を予定している場所は、現地に行くと思った以上に狭く感じる。このため、駐車場の必要台数を確保するためには、ある程度の樹木の伐採はやむを得ないと事業・計画ミーティングで協議してきた。

また、伐採する樹木も外来種のトウネズミモチが中心のため、自然に対する大きな影響はないであろうということでプランを検討してきた経緯がある。

○公的な駐車場での実現は難しいかもしれないが、例えば活動する仲間内では詰めて駐車する等、狭いスペースでも必要な駐車台数を確保できるよう検討していただきたい。Uターンできるようなスペース（無駄なスペース）まで整備しない。

## ■協議事項

### 令和3年度事業計画

#### <環境保全活動等にかかる新型コロナウイルス感染防止対策（案）>

○「可能な限り自動車の相乗りで活動場所には出向かない」を「原則として自動車には相乗りしない」に変更したほうがよい。また「なるべく公共交通機関は使用しない」については、公共交通機関におけるコロナ感染のエビデンスが取れていないことや、SDGs等の観点から公共交通機関が推奨されている面もあるので状況を見ながら変更を加えること。

#### <公園敷地内の高木の剪定、整枝>

○市の発注する予定事業の中で「公園敷地内の高木の剪定、整枝」は具体的に何をするのか。  
→毎年実施する高木の剪定であるが、昨年度は暫定駐車スペースの拡大のために、アラカシの伐採及び伐根を行った。今年度も協議会で協議しながら、必要な場所を選定し、高木の剪定、伐採などを行う予定である。

#### <暫定利用（散策路の一部通行開始）>

○暫定利用の開始に関しては、現地に来られる一部の市民だけでなく、市の広報などにより、広く市民に周知する必要がある。暫定利用の開始について、知らされている市民と知らされていない市民がいるなかで、進めていくのは良くない。

○その一方でここがどんな場所なのか、公園協議会で環境保全活動を行っていることや、「環境保全活動に参加しませんか」などの勧誘に関する広報はできるかぎり早急に実施したほうが良い。

○頂いたご意見に関する内容は、暫定利用の開始前にホームページ等で公開しておく必要がある。

○地域住民は暫定利用の開始を含め、信太山丘陵里山自然公園について知らない人が多い、公園ができることを楽しみにして待ってもらえるような周知をお願いしたい。

- 暫定利用は、もともと令和6年の開園までに、ルールを守りながら市民にいち早く利用してもらう方法はないかということで検討してきた経緯がある。しかし、広報をしなければ、協議会メンバーの内覧会のような形式ということになり、多くの市民は利用することができない。
- 現地に掲げる暫定利用開始のサインをホームページに掲載することでいいのではないか。このサインは暫定利用という言葉を使用しておらず、「園路を散策できるようになりました」等のお知らせや、「活動に参加しませんか」というメッセージを伝えるものであることから、通常の広報で特に問題はないと考える。  
また当日は、このサインの内容をチラシとして印刷し、参加された方に配付する準備をさせていただきたい。  
→ご意見を頂いたとおり、広報について対応させていただくこととする。
- 暫定利用はこれまでに経験したことのない手法であり、公園協議会で取組んでいる認識を持つ必要がある。また、前例がないことを市民等に説明できるように準備しておく必要がある。
- 暫定利用は活動の取組や成果がワンステップ進んだという認識でよいのではないか。
- その意味では暫定利用が開始されると、単なる散策だけでなく、もっとプログラムが運営されるなどバージョンアップしなければならない。例えば散策以外にガイドウォークや公園内の自然素材を使ったクラフト体験の実施や、広報戦略をどう展開していくのかなどを検討する必要がある。また、この取組を事務局がやるのか公園協議会がやるのかなど、誰がやるのかも検討する必要がある。
- プログラムの運営については、暫定利用開始後、今後の宿題として保全活動ミーティング等に参加する協議会員と事務局で検討を進めることになると思う。
- 暫定利用開始を知らせるサインの内容について、キリギリスの写真の意図は何か。採取してはいけないということか。「自転車、バイクの乗り入れ」は表現が他の文言と違って、体言止めになっている。「ネコ等の動物にむやみに餌付けする」の「むやみに」には必要か。  
→市内の都市公園の看板には動物愛護の観点から「むやみに」という文言を盛り込んでいる。
- サインの内容については、保全活動ミーティングで意見交換しながら検討してきた経緯があり、ミーティング参加者の総意を得ながら進めてきた。したがって、基本的に大きな変更はせずに、「暫定利用」の表現は使用せず、「一部散策ができます」に変更し、キリギリスの写真は削除する等の対応をすることとする。
- それでは、今回の散策路の一部通行開始については、「暫定開園」や「暫定利用」としてではなく、保全活動等の取組みの一環としてステップアップした形ですすめることとする。
- 「暫定的な開園」という表現を使用するにあたっては、広報や地元住民周知、市議会への報告な

どの手続きを踏む必要がある。また、事業用地として市が買い戻しを完了するまでは、暫定であっても開園という表現はできない。「暫定的な利用」という表現の場合であっても、その辺りの条件整理をしたうえで、表現しないとイケない。

#### <東側エリアの事業スケジュール>

○ようやく西側エリアの一部通行開始となったこともあることから、東側の開園のスケジュールについて目処をつけていただきたい。今年度中とは言わないが、令和6年の西側エリア開園までにはお願いしたい。

○東側エリアは湿地を保護しながら開園または散策路の一部通行開始となる。その際、湿地の保護と活用をどのようにすすめるのかについても、今後検討していただきたい。

以上